

平成25年度京都府認知症介護実践者等養成研修要項 (③ 認知症対応型サービス事業開設者研修)

1 目的

本研修は、京都府内(京都市域を除く。)の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所を開設予定の法人代表者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させることを目的として実施する。

2 実施主体：京都府（健康福祉部介護・地域福祉課）

3 実施機関：一般社団法人京都府老人福祉施設協議会

4 研修内容

(1) 対象事業所

京都府内(京都市域を除く。)の地域密着型サービス事業所(開設が確実に見込まれるものを含む。)の内、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所。

(2) 研修対象者

上記事業所の代表者となる者であって、知事が適当と認める者。

※「開設者」：法人の代表者または準ずる立場にある者で介護事業部分を担当する役員(管理者を除く)

(3) 募集定員：30名

(4) 研修内容等：別紙1カリキュラムのとおり。

(5) 研修日程等

講義・演習(1日間)及び現場体験(1日間)の全2日間とする。

①講義・演習

■ 日時：平成25年11月21日(木)

■ 会場 京都社会福祉会館 2階 第1会議室

②現場体験

■ 日時：平成25年11月22日(金)～12月20日(金)のうち1日間

■ 現場体験の場所：原則として、研修参加者の事業所等で実施

※ 現場体験の場所は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所を原則とするが、地域の実情に応じて、指定認知症対応型通所介護事業所も可とする。

5 修了証書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証書を交付する。

各課程における遅刻・早退について、欠席とみなした場合は、修了証書を交付しない。

なお、以下の課題提出が修了の要件の一つとなる。課題の提出期限及び記入様式は、別途通知する。

■ 課題

○ 講義・演習

・アンケート

○ 現場体験

・現場体験報告書

※ 当該報告書は、新規事業所開設地の市町村長あて、新規事業所開設申請時に提出することとなっているので、市町村の指示に従って提出すること。

6 受講費用等

(1) 資料代（予定額）：2,000円

(2) 研修会場への交通費、食費、宿泊費は、受講者が負担すること。

(3) 講義では使用しないが、下記を参考図書とする。研修初日に受付にて販売するので、購入希望者は、受講申込書の受講希望欄に記載のこと。

■ 書名：「新しい認知症介護 実践者編」

■ 発行：中央法規出版

■ 価格：2,310円（税込み）

■ 書名：「新しい認知症介護 実践リーダー編」

■ 発行：中央法規出版

■ 価格：2,730円（税込み）

7 受講申込み及び受講決定

(1) 受講申込み

受講希望者は、別紙申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、10月10日（木）までに、事業所が所在する市町村の介護保険担当課（※新規開設予定事業所の場合は、開設予定地の市町村の介護保険担当課）まで提出すること。（郵送可）

(2) 受講決定

受講要件を確認の上、受講決定を行い、受講者に通知する。

なお、希望者多数により、受講が出来ない場合がある。

受講決定又は非決定の通知が研修の2週間前になっても届かない場合は、京都府健康福祉部介護・地域福祉課あてに問い合わせること。

8 その他

事業所の指定を受ける際（指定を受けた後に管理者等の変更の届出を行う場合を含む。）に、修了することが要件となっている研修があるので、下記の通知を参考の上、受講に留意すること。

【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について
（平成18年3月31日付け 老計発第0331006号, 老振発第0331006号, 老老発第0331019号）

9 問い合わせ先

<研修内容全般に係る問い合わせ先>

■ 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 事務局

〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下る仲ノ町519番地

(TEL : 075-802-4642、FAX : 075-802-4699)

<研修の受講決定等に係る問い合わせ先>

■ 京都府健康福祉部介護・地域福祉課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(TEL : 075-414-4672、FAX : 075-414-4572)